

議案第56号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
専修学校等奨学資金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
専修学校等奨学資金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部

(学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。)で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの(修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。)に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資

(学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。)で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの(修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。)に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資

	金			金			
保育士等修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金	1 鳥取短期大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得し、かつ、当該登録を受け、又は当該免許を取得した日（保育士の登録を受け、かつ、幼稚園教諭の免許を取得した場合は、当該登録を受けた日と当該免許を取得した日のいずれか早い日）の属する月の翌月の初日から起算して6年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）を経過するまでの間に通算して3年以上、県内の次に掲げる施設において保育士若しくは幼稚園	債務の全部				

教諭の業務に従事し、又は県内の市町村においてこれらの施設に関する業務に従事したとき。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院

イ 児童福祉法第39条に規定する保育所

ウ 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設

エ 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設

オ 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター

カ 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設

キ 学校教育法第1条に規定する幼稚園

ク 鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）第2条第1項第4号に規定する届出保育施設等型認定こども園

		2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため第1号に規定する業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

略

看護職員修学資金	略	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日	略
----------	---	---	---

--	--	--	--

略

看護職員修学資金	略	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日	略
----------	---	---	---

から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ニ 略

ホ 児童福祉法第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（ヘに掲げるものを除く。以下「医療型障害児入所施設」という。）

ヘ～ヌ 略

略

略

から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ニ 略

ホ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（ヘに掲げるものを除く。以下「医療型障害児入所施設」という。）

ヘ～ヌ 略

略

略

略

医師養成確保奨学金

県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。）又は県内の地方公共団体が設

1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に免除条件期間以上従事したとき。

債務の全部

略

医師養成確保奨学金

県内における医師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師

1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する

債務の全部

<u>置する診療所</u> (以下「指定病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金		<u>の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</u>	<u>期間に3年を加えた期間(当該期間が9年を超える場合にあっては、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間とする。)内に、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあっては、6年))以上通算して従事したとき。</u>
	略		略
略	略	略	略

臨時
特例
医師
確保
対策
奨学
金

県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限り、）で、将来指定病院等において医師

略

臨時
特例
医師
確保
対策
奨学
金

県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限り、）で、将来指定病院等において医師

略

	の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部		の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
臨床研修医研修資金貸付金	県内における特定診療科の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事はその都度定める日）までに指定病院等の特定診療科において常勤医師としての業務を開始し、引き続き3年間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事はその都度定める期間）その業務に従事したとき。	債務の全部				
		2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなく					

	なったとき。	
3	前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

略

備考

1 略

2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあっては、医師養成確保奨学金（以下この項及び次項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

(2) 地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間（その期間が9年を超える場合は、9年）

--	--	--

略

備考

1 略

(3) 知事が特に指定する病院の特定診療科以外の診療科において常勤医師としての業務に従事する者にあつては、前2号に規定する期間に当該業務に従事する期間（3年を上限とする。）を加えた期間

(4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた者にあつては、知事がその都度定める期間

3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。ただし、知事が特に指定する病院の特定診療科において業務に従事する期間については、3年を上限とする。

(1) 地域枠入学者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間

(2) 地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは、6年）

4 略

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。